

# 産業用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）

（オプション契約約款）

2023年4月1日実施

北海道電力株式会社

## 1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（2023年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の高圧電力またはオプション契約約款の産業用取引量別契約として電気の供給を受け、ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）を行なう需要で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

## 2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

### 3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

### 4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、割引対象額を上限といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(6) イ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（Ⅰ型一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(6) ロ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（Ⅱ型一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(6) ハ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \frac{\text{高圧電力（Ⅲ型一般料金）の使用電力量}}{\text{1 キロワット時あたり料金}} \\ &\times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \frac{\text{(6)ニの蓄熱割引率}}{\text{蓄熱割引率}} \end{aligned}$$

ホ 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金）、高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \frac{\text{高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金）、高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）の夜間時間における使用電力量}}{\text{1 キロワット時あたり料金}} \\ &\times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \frac{\text{(6)ホの蓄熱割引率}}{\text{蓄熱割引率}} \end{aligned}$$

へ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \frac{\text{産業用取引量別契約の使用電力量}}{\text{1 キロワット時あたり料金}} \\ &\times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \frac{\text{(6)への蓄熱割引率}}{\text{蓄熱割引率}} \end{aligned}$$

## (2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器（以下「ヒートポンプ機器」といいます。）の容量、(3)の運転時間数、(4)の稼働日数および(5)の控除率にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の蓄熱電力量は、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。ただし、当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた月別（暦月といたします。）の蓄熱電力量といたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱電力量} &= \text{ヒートポンプ機器の容量} \\ &\times \text{(3)の運転時間数} \times \text{(4)の稼働日数} \times \left( 1 - \frac{\text{(5)の控除率}}{100} \right) \end{aligned}$$

## (3) 運転時間数

運転時間数は、夜間時間において蓄熱運転するために必要な月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議により定めるものとい

たします。この場合の運転時間数は、10時間をこえないものといたします。

なお、運転時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらためてお客さまと当社との協議により定めることがあります。

(4) 稼働日数

稼働日数は、蓄熱運転を行なう月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議により定めるものといたします。この場合、2月については、閏年であっても28日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が相当と認めたときは、稼働日数は、お客さまと当社との協議によりその都度定めることがあります。

(5) 控除率

控除率は、夜間時間において蓄熱される蓄熱量（キロジュールといたします。）のうち昼間時間に使用されない蓄熱量（キロジュールといたします。）の比率とし、原則として5パーセントといたします。

(6) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	12.6パーセント
-------	-----------

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	16.7パーセント
-------	-----------

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	14.5パーセント
-------	-----------

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	9.5パーセント
-------	----------

ホ 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金）、高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	7.3パーセント
-------	----------

ヘ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

(イ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が3,000,000キロワット時以上4,000,000

キロワット時未満のお客さま)として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	11.1パーセント
-------	-----------

(ロ) 産業用取引量別契約(契約取引電力量が4,000,000キロワット時以上5,000,000キロワット時未満のお客さま)として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.7パーセント
-------	-----------

(ハ) 産業用取引量別契約(契約取引電力量が5,000,000キロワット時以上6,000,000キロワット時未満のお客さま)として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.6パーセント
-------	-----------

(ニ) 産業用取引量別契約(契約取引電力量が6,000,000キロワット時以上7,000,000キロワット時未満のお客さま)として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.4パーセント
-------	-----------

(ホ) 産業用取引量別契約(契約取引電力量が7,000,000キロワット時以上のお客さま)として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.3パーセント
-------	-----------

## 5 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、4(料金)によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された金額(以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

イ お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

ロ 蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお、お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は、本取扱いを適用いたしません。

- (2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、高圧電力または産業用取引量別契約としてまったく電気を使用しない場合(標準約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といた

します。

蓄熱ピークシフト割引額 = (3)の蓄熱ピークシフト電力 × (4)の割引単価

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値を差し引いた値を上限として、ヒートポンプ機器および蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器（以下「ヒートポンプ機器等」といいます。）の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

イ 高圧電力（一般料金）または高圧電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,324円41銭
---------------------	-----------

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）または高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,800円81銭
---------------------	-----------

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）または高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,043円91銭
---------------------	-----------

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,670円36銭
---------------------	-----------

ホ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,324円41銭
---------------------	-----------

(5) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等につ

いては、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消された月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものいたします。

## 6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまからヒートポンプ機器等および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、ヒートポンプ機器等の内容もしくは稼働方法の変更またはヒートポンプ機器等の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) 当社は、標準約款 22 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、蓄熱ピークシフト割引額を別表 (蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式) により日割計算をして、料金を算定いたします。
- (4) 標準約款 22 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。
- (5) 当社は、この契約とオプション契約約款の産業用蓄熱調整契約 (高圧) とをあわせて適用いたしません。
- (6) この約款に定めのない規定については、標準約款または産業用取引量別契約に定めるところによるものいたします。



# 附 則

## 1 実 施 期 日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

## 2 蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

5（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）（5）により本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で、その「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に変更前のオプション契約約款の産業用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）（令和2年10月1日実施。以下「旧オプション契約約款」といいます。）またはオプション契約約款の産業用蓄熱調整契約（高圧）（2023年4月1日実施。以下「前オプション契約約款」といいます。）により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は、5（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）（5）に準じて算定いたします。この場合、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、旧オプション契約約款または前オプション契約約款により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と、この約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。

なお、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に、オプション契約約款の産業用蓄熱調整契約（高圧）（令和2年10月1日実施。）により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれる場合の「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、それぞれの期間に適用されたオプション契約約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額を合計した金額といたします。

## 別 表（蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式）

- 1 蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の蓄熱ピークシフト割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、標準約款 22（料金の算定）(1)に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。